

ブラテア=ひろば

PLATEA

2014.8.9 第59号

たかさき法律事務所

TEL011-261-7738 FAX011-261-7718

札幌市中央区大通西10丁目第3有楽寺ビル7F



オンネトーと月（足寄町）

残暑お見舞い 申し上げます

日本は今、戦争に進むか平和を守るかの岐路にある。7月1日、安倍内閣は、「集団的自衛権」の行使を容認するために、従来の憲法解釈を変更する閣議決定をした。国会でのまともな議論もなく、自民・公明の与党間の密室協議だけで決めた。

戦後70年近く守り続けてきた「戦争しない国」という流れを、同盟国を守るためには武力行使も辞さない「戦争できる国」に方向転換した。憲法に拘束される内閣がしたことは立憲主義の否定であり、憲法の破壊である。

各種の世論調査でも、行使容認に反対や慎重審議を求める声が多数。その声を無視して暴走した「安倍支持率」の最低が相次いでいる。こうした世論の反発を避けるため、政府・与党は、安全保障法制の関連法案の審議を統一地方選挙の後に先送りする構えである。国民をなめきっている。

先日の滋賀知事選挙で与党が推す候補者が落選した。「戦争や原発で死にたくない」という声が票に結びついた。ひとり一人が、できる方法で、「戦争は嫌だ」という声をあげよう。

2014年8月

たかさき法律事務所一同

◆8月13日（水）から17日（日）までお休みとさせていただきます。

集団的自衛権を

めぐる

問題と展望

弁護士

高崎

裕子



■日本は今戦争か平和かをめぐり、戦後最大の歴史的岐路に立っている。安倍政権は7月1日、歴代内閣が「集団的自衛権の行使は許されない」としてきた憲法解釈をくつがえす解釈改憲の閣議決定を強行した。国会でのまともな議論もなく、多くの国民の反対の声を黙殺し、日本を「殺し殺される国」「戦争する国」へ一歩を踏み出すクーデターともいべき暴挙だ。

■憲法は平和のうちに生存する権利を認め、政府の行為によって再び戦争の惨禍を起さないことを決意、宣言した（前文）。そして9条は、一切の軍備と国の交戦権を認めないとし、国際紛争を解決する手段として武力行使＝戦争を永久に放棄した。

■集団的自衛権とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利」（政府答弁書）と定義され、政府解釈も一貫して9条の下において集団的自衛権の行使は、許されないとしてきた。そして、9条の下で認められる自衛権の発動と

しての武力行使は、①わが国に対する急迫不正の侵害、②これを排除するために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の武力行使にとどまることとし、これまで日本の自衛隊は海外で一発の銃弾も撃たず、一人も殺し殺されることなく海外での信頼を築いてきた。集団的自衛権は右の3要件の①を充たさず認められない。

安倍政権の閣議決定はこの①を「日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、わが国の存立が脅かされ国民の生命自由等の権利が根底から覆される明白な危険がある時」と変え、集団的自衛権の行使を認めたのである。しかし、これは「わが国に対する」と同意義であり、集団的自衛権の問題ではない。こじつけに他ならない。さらに、「後方地域」「非戦闘地域」に限るとした歯

止めを外した。結局、アメリカの戦争に自衛隊が「戦闘地域」まで行って軍事支援を行う道に押し進めるものだった。かつて日本軍国主義が「帝国の存立」「自存自衛」の名で侵略戦争を進めた過ちを再び繰り返すものに他ならない。

■海外でボランティア活動をしているNGOの人々も「9条を持ち戦争をしないとする日本だから信頼され説得力ある活動ができています」「自衛隊がNGOを守る、邦人を救出するとして武力行使をしたら、その時から日本人は戦争の当事者に色分けされ、NGOもターゲットになる」と強調する。

■経済評論家・内橋克人氏は、「安倍首相も取り巻きも『戦争を知らない軍国少年』が危険な『戦争ごっこ』に興じ

これからが本当のたたかい



日弁連の会長を先頭に、デモをする52単位会の会長と市民（「赤旗」7月18日付）

秘密保護法の廃止を求める。

—参戦の理由 秘匿の恐れ—

弁護士 高崎 暢

昨年12月、秘密保護法が成立した。この法律が、①秘密の範囲を際限なく広げ②官僚や政治家の都合のいいような秘密の指定ができ③秘密を扱う人のプライバシーの把握は家族にまで及び④秘密の指定を監視する独立機関もなく⑤国会議員の国政調査権や国会の持つ機能を大きく制約する等の欠陥法案であることから、直ちに廃止せよという声があがった。

早くも、その欠陥が具体的に明らかになる出来事が生じた。

それは、安倍内閣が、本年7月1日、集団的自衛権行使を容認する閣議決定をしたことである。すなわち、安倍首相は記者会見で、その行使に当たっては、あらゆる情報を集めて総合的に判断すると説明した。しかし、そこでの情報は、「安全保障に著しい支障」があるとして、秘密保護法によって「特定秘密」とされる蓋然性が高い。集団的自衛権の行使を決めた根拠となる情報が公開されなければ、国民は、自衛隊派遣の是非を検証できない。国民は、「参戦の理由」もわからないまま、「戦闘地域」に立たされることになる。戦前、国民が抵抗する術を全て取り上げられ、子羊のように戦場に狩り出されたことの再現である。

もうひとつは、本年7月17日、安倍内閣は、特定秘密の指定や解除に関する運用基準(素案)を公表したことである。それは、①特定秘密に指定する情報を秘密法で示した23項目から55項目に細分化したが、相変わらず定義が抽象的で秘密の範囲が広がる恐れは残っている②政府内に作られることになったチェック機関は、「身内」である官僚で作られ、各省庁に特定秘密を開示させる強制力もなく権限は限定的であり、したがって十分なチェックが期待できない等々、前述の①から⑤は何ら改善されていない。

多くのマスコミは、この素案によって秘密保護法の欠陥が一層明白になったと報じている。

「秘密保護法の廃止」への声を一層強め、行動を広げよう。

■ いる。アメリカはベトナム戦争後、徴兵制を志願兵に変えたがイラク戦争の戦死者で最も多かったのは貧困層の若者だった」という。貧困が志願兵を生む社会的土壌になっているのだ。安倍政権の下、暮らし、経済、原発、労働問題、基地問題などあらゆる分野の暴走が99%の国民を犠牲にし、戦争する国づくりへの装置だといつてよい。

■ いま北東アジアには緊張と紛争の火

種があり、この平和と安定は急務だが、だからこそアジアでは抑止力＝武力の強化は、平和とは真逆であり、対話と外交努力で解決する枠組みづくりが不可避な大きな流れになっている。9条は日本がこのために貢献できる大きな拠り所である。

■ 経済同友会終身幹事であった故品川

正治氏は「戦争をおこすのも人間。それを許さず止めることができるのも人

間。お前はどっちだ」と自分自身に問い続け、9条を守るために訴え続けてこられた。

■ 閣議決定だけで自衛隊が海外で武力行使はできない。自衛隊法など10数本の法改正が必要だ。闘いはまさにこれからだ。平和の道を選択するのは主人公である国民の力しかない。本当に今ががんばり時！持てる力を出し尽くそう。



改憲阻止の力と 展望の視点

[視点1]

たかさき法律事務所 九条の会

弁護士 高崎 裕子

7月8日の「たかさき法律事務所九条の会」例会は、これまでと趣向を変えた。世話人会での議論で、これまででは講演会が中心で、多くの人々に参加して頂き共に考えようというもので、一方的に聞く形になり、なかなか参加者の生の声を交流することができなかった。集団的自衛権の

行使容認という平和か戦争かの分岐点に立つ今、一人ひとりが主体的に行動するために自分の思いを語り交流することが大切だということになり、今回は、「交流会」とした。

渡部敏広弁護士が集団的自衛権をめぐる問題点を、憲法の歴史を振り返りながら問題提起した後、活発な意見交換ができた。6月にアウシュビッツなどを巡る旅に参加した人々、高校の教師、原爆症認定訴訟の元原告など様々な立場からの率直な意見は一つひとつ心に深く響くものであった。そして、「いまできる、考えられることを全てやろう」、「何とか多くの若者が共に行動できる工夫を!」「思いがけないところで若者に広がっている」など大きな勇気を与えられた企画となった。

[視点2]

9条の会福島ツアー

弁護士 小池 千尋

たかさき法律事務所9条の会と株式会社旅システム共催の「福島応援の旅」に参加した。

震災から3年が経ち、今回、初めて原発から20キロ圏内の制限区域に行くことができた。見渡す限り荒れ果てた大地とひっくり返った船。立ち入りが制限されているため、復興



時間が止まったまま…（浪江町）

の手が及ばず、時間が止まったままの状況であった。原発のせいで3年間放置されていること、その空氣の重さに圧倒される思いがした。

また、仮設住宅へも訪れたが、ブレハブのいかにも「仮設」な環境に3年以上被災した被害者たちが置き去りにされている現実に政府の無策、冷たさを実感した。そして、「絆」という言葉を実質あるものにしなければいけないと痛感した。

[視点3]

原発賠償訴訟

弁護士 島田 度

原発事故損害賠償・北海道訴訟は、今年の3月4日に新たに33世帯

[視点4]

憲法フェスティバル

弁護士 渡部 敏広

4月26日、「憲法フェスティバル2014」に参加した。室蘭工業大学清末愛砂准教授のアフガニスタンでの実体験の話や、新外交イニシアチブ（ND）の猿田佐世弁護士によるアメリカでの情報発信の仕方の話などを聞いて、集団的自衛権の問題を、国際情勢や外交という普段とは違う視点から考える貴重な機会となった。戦闘地域がどういう場所か、生々しい現実を知ることができたとともに、海外から見た日本を、冷静に分析する必要があると感じた。

[視点5]

憲法集会の報告

弁護士 瀬戸 悠介

5月3日、「2014憲法を語ろう！道民集会」が共済ホールで開催されました。今年は「うちの子もよその子も戦争には出さん！」と、釘を刺す谷口真由美全日本おばちゃん党代表代行（大阪国際大学准教授）をお招きし、「憲法、どこまでご存知ですか？」と題して講演していただきました。講演では憲法を改悪しようとする安倍政権に対し、北の大地からも声をあげて戦おうとする参加者の意識の高まりが感じられました。

110名の原告が提訴を行い、これで総原告数は66世帯223名となりました。

この裁判の原告の多くは、原発事故の放射能による被害を避けるために北海道に避難してきた方々です。6月3日に開かれた第4回口頭弁論期日では、原告である若いお母さんとお子さんたちが多数傍聴にきました。

期日では、福島で美容室を経営していた原告の意見陳述が行われ、15年かけて築き上げてきたものを原発事故によって全て奪われたという切実な訴えが語られました。

たった1回の原発事故により、かくも多くの方々が、かくも多くのもの

のを失ってしまいました。原発事故は、絶対に二度と起こしてはなりません。

この裁判の原告のほとんどは、北海道に地縁も血縁もない方々です。長い裁判を闘い抜くには、北海道の皆さんの支えがどうしても必要です。そこで、裁判を傍聴するなどして原告を支えてくれるサポーターを募集することにしました。

サポーターは、会費はかかりません。ただ、時間あるときに裁判を傍聴するなど、可能な範囲で支援をしていただければ結構ですので、関心のある方は、ippohumidasu@gmail.comまでメールをください。



提訴記者会見



5月3日憲法集会

次回期日は9月2日（火）の午前10時30分です。一人でも多くの方が傍聴に来てくださることをお待ちしております！

ついに成立・

過労死等防止

対策推進法！

弁護士 皆川 洋美

今年も過労死・過労自殺110番を
実施しました。休暇取得ができない息子
を心配するお母様からの相談、退職拒
否をされてどうしたら良いのか分からな
いという若者からの相談など、5件の電
話相談をお受けしました。

これまでも、過重労働の実態をお聞
きするたびに、事前の予防対応策の必
要性を感じてきましたが、改めて事後
の救済だけでは足りないのだというこ
とを強く感じさせられました。

そして、その翌週、6月20日、つい
に悲願であった過労死等防止対策推進
法が成立しました。これまで、制定実
行委員会事務局として活動してきた
者としては感無量の思いです。皆様に
は署名活動をはじめ、ご協力をいただ
き、本場にありがとうございました。

本法の大きな意義として、まず、「過
労死等」の防止を国家的な目標に定め
たことがあります。その防止対策とし
てこれまで不十分であった過労死等に
関する総合的な調査研究が広く行われ

ること、過労死等遺族らの声を聞く場
が法律上設けられていることも画期的
です。これらの調査研究等の結果を踏
まえ、法制上の措置も執られる制度と
なっており、今後の調査研究が重要で
あることは言うまでもありません。

たとえば、昨今、成果主義に名を借
りたいいわゆる「残業代ゼロ法案」をはじ
めとする労働法制改悪が問題となってい
ます。国際的な潮流からしても、生産性
向上ではなく、エンドレス残業を生み出
すだけになることが明らかであって、「残
業代ゼロ法案」は、「労働時間∞（無限）
法案」ともいうべきものです。これは、
本法の趣旨からすれば、あつてはならな
い法律であることから、本法による調査
研究結果を法改悪の牽制として活用し
ていくことができると考えられます。

また、本法成立翌日、北海道過労死
問題研究会の総会で実行委員会事務局
長である岩城穰弁護士から、本法の意
義と今後についての講演をお聞きしま
した。

岩城弁護士からの示唆を受け、今後
は本法に定められた活動への参加はも
しろ、本法を武器に積極的な過労死
等防止活動をしていかなければならな
いと考えています。

本法の制定は終わりではなく、新た
な始まりです。

日本労働弁護団主催札幌集会報告

弁護士 瀬戸 悠介

2月10日、札幌で「労働者のポイ捨てを許さない！！雇用規制緩
和に反対する市民集会」が札幌エルプラザで開催され、400名以上
が参加をして大成功を収めました。

本集会では、当事務所の島田度弁護士の脚本・監督による寸劇
「イリーガル・ハイ」が上演されました。寸劇には主役の労働者が
私、ブラック企業の社長役で高橋健太弁護士が出演し、雇用規制
緩和問題についてわかりやすく描かれ、参加者からも、おもしろ
くてわかりやすいと大好評でした。



主役を演ずる瀬戸弁護士と
社長役高橋弁護士

札幌市民 オンブズマン

弁護士 島田 度

政務調査費については、号泣記者会見をした兵庫県議の問題が大きな社会的関心を呼んだところでしたが、道議会にも大きな問題があります。

道議会では、自民党・民主党の各会派が、各政党支部に対して、「調査委託費」なる名目で、政務調査費の中から毎年何千万円ものお金を支出する、ということがなされてきました。

この問題について、札幌地裁は、7月11日、自民党・民主党各会派に対して約3790万円を返還請求するよう道知事に命じる画期的な判決を下しました。

政務調査費は、本来は議員の調査研究活動についてのみ支出が許されているお金であり、決して政党活動や政治活動に使われてよいお金ではありません。札幌地裁の判決は、極めて妥当で意義深いものでした。

道民の血税が間違った使われ方をしないようこれからもがんばりますので、ご理解・ご支援のほどよろしく願っています。

ブラック企業 被害対策弁護士団

弁護士 高橋 健太

最近、「ブラック企業」という言葉をインターネットや新聞で見かけませんか？

ブラック企業とは、違法な労働を強い、労働者の心身を危険にさらす企業をいいます。ブラック企業被害対策弁護士団は、このような企業の被害者（労働者）の権利救済を実現し、その被害を「社会問題」として提起するために結成されました。北海道でも当事務所の弁護士を含む約20名が同弁護士団に所属し、既に3回実施した深夜ホットラインには多数の相談が寄せられました。今後同弁護士団の活動を随時報告していきます。

B型肝炎訴訟

弁護士 高橋 健太

本訴訟は、幼少期の予防接種の際、注射器の使い回しによりB型肝炎ウイルスに罹患した被害者が国の責任を追及するものです。2011年6月に菅首相（当時）の謝罪を受け、基本合意

の締結から3年が経過しましたが、約40万人とされる被害者のうち提訴済み原告数は約1万3000人にとどまり、個々の和解はなかなか進みません。また、B型肝炎を国民の皆さんに正しく理解してもらい、差別や偏見をなくするための教育啓発チームは今年から本格始動しました。原告団・弁護士団の活動は今後も続きます。

給費制

弁護士 渡部 敏広

65期司法修習生から、給費ではなく年間約300万円の貸与を受けながら修習する制度となった。この不合理な制度を廃止させようと、私たち66期元修習生も、給費制復活を求め、全国各地で提訴準備をしている。今年は札幌でも提訴が予定されている。今年は札幌駆け、今年7月、司法修習生への給費の実現と司法修習の充実を求める札幌集会在札幌開催された。約100人が参加し、大成功に終わった。当事者が声をあげる必要性を再確認した。

司法修習生への給費の実現と
司法修習の充実を求める札幌集会



**弁護士 高崎 暢**

「さっぽろ大通ビアガーデン」大通西5丁目から11丁目の間に、1万3千席が用意され、国内最大級とのこと。軍靴の音が近づく昨今、それが幻聴であったと言える日を迎えるために、冷えたビールでエネルギーを補強する。

**弁護士 高崎 裕子**

200人以上の混声合唱団による「悪魔の飽食」(森村誠一作詞、池辺晋一郎作曲)に感動。重い歌詞は東洋のオウシュビッツといわれた日本軍の中国ハルビン731部隊の残虐な人体実験を告発する。“目を背けるな、耳を塞ぐな、歴史を忘れず力を合わせよう、未来のために”。今の時代を生きる責任を深く心に刻んだ。

**弁護士 島田 度**

おかげさまで、今年の2月4日、無事入籍を果たしました。

本当に多くの方から、祝福、激励、驚愕(いつの間に!)、惜別(独身仲間が減った……)、警告(夫婦ってたいへん)など、数々の言葉をいただきました。どれも、お気持ちのこもった、とてもありがたいお言葉でした。

皆様からいただいた言葉の全てを大事に胸に刻んで、これからの人生を歩んでいきたいと思います。

**弁護士 皆川 洋美**

近頃、周りが騒がしい。改憲するとかしないとか。今年、甥が生まれ、もう1人の甥は小学校に入學しました。20代最後の夏ですが、この2人のイケメン?に振り回されています…。

そして、この可愛い手に武器を持たせるようなことはしたくないなあと思います。

**退所のごあいさつ 弁護士 大友 淳子**

2009年の弁護士登録依頼、たかさき法律事務所で執務して参りましたが、この度、成田教子法律事務所に移籍いたしました。たかさき法律事務所在職中は、大変お世話になりましたことを厚く御礼申し上げます。

事務局から一言

暑中お見舞い申し上げます。小人数の事務局ですので、夏休みの取り方も大変です。みんなで相談して、弁護士の仕事に支障ないように配慮しながら交互にとって頑張っています。

**編集後記**

2014年夏号をお届けします。暑い日が続きますが、事務局一同がんばってまいりますのでよろしくお願いいたします。(小池)

弁護士 高橋 健太

5月に第一子(男の子)が生まれました。この子に何かあったら、すぐに「当職は…」と内容証明を書いてしまうかもしれません。え?モンベ(モンスターペアレント)にはなりませんって!

**弁護士 小池 千尋**

よく道を聞かれます。先日、外国人観光客に店の場所を聞かれ、しばらくして、移転したことに気付きました。追いかけて伝えることもできず。私の親切心は彼らを迷わせたことでしよう。「おもてなし」は難しい。

**弁護士 瀬戸 悠介**

弁護士登録をして早くも半年が経ちました。日々わからないこととの戦いが続きますが、皆様の期待に応えられるように日々、精進して参りたいと思います。

**弁護士 渡部 敏広**

6月、7月に樽前山登山と羊蹄山登山に行ってきました。

登山と温泉とビールの組み合わせは格別です。今年はマラソンへの参加も考え中です。これからも、仕事も趣味も、全力で取り組みます。

**初回無料相談が好評です**

初回相談に限り、相談料は1時間まで無料としております。

2回目以降の相談については、1時間5400円(税込)です。

一定の資力要件を満たす方は、法テラスの無料の法律相談が可能ですので、お気軽にご相談ください。

*** 即日相談**…その日のうちに相談を希望される方に、平日午後3時から7時まで、ご相談に応じます。

*** 休日相談**…土曜日、日曜日、祝日も、ご相談に応じます(一部、対応できない日もあります)。平日に事前予約をお願いします。

**即日・休日
相談も好評**

相談受付電話番号

011-261-7738

(平日午前9時15分から午後5時30分まで)
FAX (011-261-7718) は24時間受付
HP: <http://www.law-takasaki.com/>